

函 保 地

令和5年（2023年）11月2日

報 道 機 関 各 位

市立函館保健所地域保健課長

麻薬・覚醒剤乱用防止に功績のあった者に対する医薬・生活衛生
局長感謝状および副賞の伝達式に係る取材について（依頼）

このことについて、感謝状および副賞の伝達式を行いますので、報道・
取材方よろしくお願いいたします。

記

- 1 伝達日時 令和5年11月9日（木） 10：30～
- 2 伝達式会場 総合保健センター 3階 相談室
（函館市五稜郭町23番1号）
- 3 受賞者 熊谷 儀一
- 4 その他 表彰の趣旨および受賞者の功績等については、
別紙のとおり

〔 地域保健課 薬事担当：村上
TEL 0138-32-1513 FAX 0138-32-1505
hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp 〕

別紙

薬物乱用防止に功績のあった者に対する医薬・生活衛生局長表彰について

1 趣旨

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施にあたり、麻薬行政の推進又は薬物犯罪の捜査に関して顕著な功績を示した関係行政機関、当該機関の職員、団体又は個人に対して医薬・生活衛生局長の表彰を行い、もって薬物乱用防止の一層の推進を図るとともに、国民の保健衛生の維持向上に寄与するものである。

2 贈呈対象者の選考基準等

次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で他の模範と認められる関係行政機関、当該行政機関の職員、団体又は個人とする。ただし、過去において春秋叙勲による勲章を受章した者及び同一功労により褒章条例による褒章を受章した者は除く。

- (1) 麻薬中毒者対策又は薬物乱用防止啓発活動等に関し、永年にわたり積極的に活動し、麻薬行政の推進に貢献をしている関係行政機関、当該行政機関の職員、団体又は個人。ただし、永年にわたりとは、原則、団体にあつては引き続き期間が5年以上、個人にあつては引き続き期間が10年以上（組織の役職にあつては、役員歴が5年以上とする。）であること。なお、原則、当該功績に対し関係機関の表彰等を受けていること。
- (2) 薬物事犯捜査に関し、特に顕著な功績を示し、麻薬取締行政の推進に貢献した行政機関又は当該行政機関の職員、団体又は個人。
- (3) 麻薬行政又は麻薬取締に関連する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明を行い、麻薬行政の推進に著しく寄与した研究機関、当該研究機関の職員、団体又は個人。
- (4) その他医薬・生活衛生局長が表彰に足ると認める団体又は個人。

3 被表彰者の麻薬・覚醒剤乱用防止に関する功績内容

平成13年から北海道薬物乱用防止指導員に委嘱され、現在に至る。

平成28年から現在まで、北海道薬物乱用防止指導員南渡島地区協議会の副会長として、地区協議会の運営に参加するとともに、北海道南渡島地区における薬物乱用防止啓発活動の更なる発展に貢献している。

4 被表彰者の麻薬・薬物乱用防止に関する表彰歴

平成30年 北海道薬物乱用防止指導員南渡島地区協議会長表彰
令和2年 北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰